

配慮が必要な方(高齢の方や障がいをお持ちの方など)は 市内の旅館・ホテルに避難いただけます

令和7年8月20日

8月10日からの豪雨災害により被災された方で、**配慮が必要な方**を対象に、避難所として上天草市内の旅館・ホテルでの受入れを開始します。

連日の猛暑により、気温上昇や環境衛生の悪化が懸念されており、熱中症や感染症のリスクがあるため、避難所の利用をご検討ください。

★ ご希望の方は、まずはご相談ください。

大矢野庁舎「企画政策課」(2階)

松島庁舎「福祉課」(1階)

【相談・お問合せ先】

上天草市 企画政策部 企画政策課 0964-26-5539

健康福祉部 福祉課 0969-28-3381

※申込受付は平日の午前9時～午後5時、申込期限はチェックイン希望日の午後3時までです。

【対象となる「配慮が必要な方」】

- ・高齢者(65歳以上)、
- ・障がい者(身体・知的・精神・発達障がい者)、
- ・妊産婦、乳幼児(小学校入学前)、
- ・要介護者(介護認定を受けている者)、
- ・病弱者等で避難所での生活に特別な配慮が必要な方(及びその介助者)

※該当するかわからない場合や、ご家族の方も一緒に避難される場合はご相談ください。

【受入施設】

大矢野町・松島町の旅館・ホテル

※お入りいただく旅館・ホテルは市で調整いたします。

※お食事は市から提供いたします。

【受入期間】

避難が必要な期間

※参考：災害救助法の適用期間は現時点で令和7年9月9日(火)までです。